

## 広域食育推進民間活動支援事業費補助金交付要綱

別表（第3関係）

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
<p>東京都食育推進計画に掲げた指標目標（別紙）の達成に資する、以下に係るセミナーや体験講座等、普及啓発の取組</p> <p>（1）健康長寿を実現するライフスタイルに応じた食育の推進</p> <p>ア ライフスタイルに合わせた家庭での食育を進める</p> <p>イ 若い世代の段階から食に関する意識を高める</p> <p>ウ 多様化する食へのニーズに応じた食育を進める</p> <p>エ 食を通じた健康づくりを進め健康寿命を延ばす</p> <p>（2）「生産」から「流通」「消費」まで体験を通じた食育の推進</p> <p>ア 学校での食育活動を推進する</p> <p>イ 生産・流通現場での様々な食育体験を進める</p> <p>ウ 地産地消を推進する</p> <p>エ 新しい日常に対応した体験機会を提供する</p> <p>（3）SDGs の達成に貢献する食育の推進</p> <p>ア 食の安全に関する理解を深め、実践に繋げる</p> <p>イ 食品ロス削減を実践する</p> <p>ウ 食育を広げ、持続可能な社会の実現を目指す</p> <p>（4）その他都が食育の推進のために特に必要と認める活動</p>	<p>東京都内を住所地とする下記に掲げる団体</p> <p>(1) 農業協同組合（連合会を含む）</p> <p>(2) 漁業協同組合（連合会を含む）</p> <p>(3) 事業協同組合（連合会を含む）</p> <p>(4) 商店街振興組合（連合会を含む）</p> <p>(5) 商工組合（連合会を含む）</p> <p>(6) 消費生活協同組合（連合会を含む）</p> <p>(7) 財団等の公益法人</p> <p>(8) 学校法人</p> <p>(9) 特定非営利活動法人</p> <p>(10) 地方食品産業協議会</p> <p>(11) 次のアからウのすべてに該当し、都が特に必要と認めるもの（特認団体）</p> <p>ア 定款等、組織運営に関する規約の定めがある</p> <p>イ 3者以上の個人又は法人で構成されている</p> <p>ウ 代表者の定めがある</p>	<p>事業内容の欄に掲げる活動に要する経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>ただし、別に定める場合を除き、一事業実施主体当たり120万円を上限とし、千円未満の金額は切り捨てる。</p>